

第34回 家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和2年11月26日（木）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

鹿児島家庭裁判所交通講習室

3 出席者

片山昭人（委員長）， 上山幸正， 梅垣晃一， 大野友也， 諏訪原裕子， 濱宮健太， 佛
渕洋子， 前野明子， 松屋裕子， 毛利友哉 （五十音順）

4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 家庭裁判所委員会テーマについての説明

「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

鹿児島家庭裁判所事務局総務課長 田 中 大 光

2 法廷等見学

207号法廷, 1号調停室

3 質疑応答・意見交換 (□委員長, ○学識経験者, ◎法曹委員, ◇裁判所)

(1) 質疑応答

- これまでの説明内容や見学場所等について何か御質問があれば伺いたい。
- 裁判中はマスクをすることだが, 裁判員などは特に, 証人の表情を見て, 証言が信頼できるかどうか判断すると思う。マスクをするとそれが分かりにくいのではないか。
- ◇ 裁判員裁判において, 弁護士等が, 裁判員に証人等の顔が見えた方がいいと考えれば, マウスシールドやフェイスガードなど透明で表情が見えるものを使わせてもらいたい旨の申出がなされ, 裁判体で判断する。
- マウスシールドは, マスクほど感染防止効果が十分ではないとも言われているので, 着けていただく場合は, 尋問する方と証人等の間が2メートル以上あるような態勢にしている。
- 調停室の説明を受けた際, 毎朝職員が消毒をしているということであった。調停中は頻繁に人の出入りがあるが, 調停委員が気になったら随時消毒をするのか。それとも朝, 昼等定期的に職員がする以外はできないのか。また, 待合室に人がたくさんいるが, 待合室の状況はどうか。
- ◇ 調停室, 待合室の消毒は, 毎朝必ず行っている。調停が終わった後も必要に応じて行っている。調停委員が気づいたときに行う運用とはしていない。待合室も同様の状況であり, 特に家庭裁判所の場合は, 小さなお子様がおいでになる場面があるので, 必要に応じて丁寧に消毒を行っているが, 貴重な御意見として伺わせていた

だく。

- また、感染防止のために、調停中、調停委員は勿論マスクを着用している。
- ◎ 裁判所のコロナウイルス対策について調べたところ、コロナウイルスの感染拡大前から通達等が出されて整備され、それが今も適用されていると思う。業務の内容を、一般継続業務とそれ以外に分けて、窓口業務を閉ざすか否かなどがマトリックスになった表を拝見した覚えがあるが、そうしたものは何の対策のために作られたものなのか教えていただきたい。
- ◇ 平成30年3月に新型インフルエンザ等対応業務継続計画を策定している。強力な新型インフルエンザが日本に上陸するかもしれないという危機が生じたときに、政府が策定した新型インフルエンザ対応の業務継続ガイドラインが最高裁判所に提供され、それを踏まえて最高裁判所で策定した業務継続計画が全庁に提供され、各地でも作成したというもので、いわゆるBCPである。新型インフルエンザ等対応業務継続計画が、感染症に関するBCPなので、まさに今回の新型コロナウイルス感染拡大の時に、これが活用された。この中に、御指摘のマトリックスがあり、一般継続業務としてそれぞれの部署が何を継続してやるべきか、優先度の順等の定めをしている。

一般継続業務とは縮小ができない、どのようなことがあっても続けていかなければならない業務を指す。必要最小限の人数で処理をすることを想定し、一般継続業務の次にどれくらいの業務を行えるかを検討した。

- そして、検討した結果、冒頭説明のとおり、今回の感染症危機ではBCPはそのまま適用せず、個別に対応させていただくこととした。

(2) 意見交換

- ◎ 弁護士会の業務に関連して工夫したこととしては、緊急事態宣言の下では、弁護士会館の利用を制限し、弁護士会の事務職員については、2、3班体制にし、通勤人数を制限した。そのため、通常、弁護士が会館を利用して行う委員会活動は、会館ではできなくなった。

Z o o m会議など、インターネットを使った会議で意見交換としては十分であることを、実体験として弁護士がそれぞれ理解した。鹿児島地家裁ではそれほどでもないが、東京、大阪などでは、期日の中止、延期が非常に多く、弁護士の業務に大きな影響が出たと思う。裁判所の事件の関係でも、今後はテレビ会議等の活用がされていくと思う。

困ったこととしては、弁護士会も年度会計であるため、通常5月の臨時総会で予算決算を通すが、本年度はまだできていない。12月に臨時総会を開いて、令和2年度の予算決算がようやくできる見込みである。弁護士会の活動は、会員からの会費収入で行っているが、出張などの経費が今年度はあまり多くないので、比較対象や継続性の観点からは、今年度は特殊な決算になると思う。

飛沫感染防止対策については、裁判所ほど徹底しているかは分からないが、弁護士会館も来館者がいるので、気を使って行っている。

- 弁護士会での対応を踏まえて、裁判所の対応はいかがか。
- ◎ 基本的には裁判所の場合はスペース的にも余裕があり、窓口業務でそれほど込み合うこともないと思われ、弁護士会よりもしっかりと裁判所の感染防止対策が取られていると思う。
- 私が所属する国際ソロプチミストは、女性と女兒の生活の向上を目的とした女性だけのボランティアグループで、世界中にある。鹿児島クラブは会員が50名いて、中心メンバーは70代が多い。

犯罪被害者センターへの支援もしており、今年、マスクが不足しているときに、マスクの寄付をした。

鹿児島クラブができて48年になるが、例会を毎月開いているところ、例会を開かない月が、今年、初めて3か月あった。Z o o m会議が開けないか検討し、70代、80代の会員がいる中、若い会員がサポートして50名で開催した。今は、会議の配席をコの字型としていたものを、スクール形式にして開いている。小委員会などは、Z o o m会議で行っている。

鹿児島クラブの活動を支える歳入事業を毎年行っているが、今年は、城山ホテル鹿児島で講演会を企画し、400人入るところを180人限定で、飛沫感染予防策や検温・消毒・マスク着用を行って開催した。参加者が180人では歳入事業としては不足するので、リモート講演会としてチケットを販売し、全国の皆様に見ていただく形とした。

今日初めて裁判所の中に入ったが、職員の方々は、毎日の業務にプラスして飛沫感染防止のための清掃や換気をしたり、気を遣うことも多く、大変だろうと思った。

- 裁判所の現在の対応や、今後の課題についてはいかがか。
- 寒い時期や、降灰の時期の換気が課題と思う。コロナがどのような状況になったら、今の対策をどのように緩和できるのかも、課題となるであろう。
- 学校の現場ではいかがか。
- 小学校に勤務している。学校の様子については、報道で御存知と思うが、運動会等の学校行事をどうすればよいか、PTA活動をどうすればよいかなどは大きな問題であった。

マスクの着用、手洗い、うがいを励行させている。鹿児島市では教育委員会から顔洗いまで出たが、それまでさせるのかとの意見があり、あまり言われなくなった。うがいについては、並んで行くと飛沫が飛んで危ない場面になるので、水道を一つ置きに使うなどの工夫をしている。マスクについては、熱中症対策もあり、少し緩めていたが、もう熱中症もないので、全員きちんと着用することとした。

換気については、対角線上に対面する窓等を30センチくらい開けて常時行っている。これから寒くなるが、今まで使えなかった暖房も使用できることになったので、30分置きくらいに換気をするという共通理解を図ろうとしている。

- 裁判所の対応について御意見はいかがか。
- 先ほど施設を見せていただいて、閉鎖空間が多く、廊下の換気はどうするのかと思った。

◎ 検察庁としては、このコロナ禍で困ったことしかない。被疑者に発熱があれば、PCR検査を受けさせて、陽性か陰性かを待たなければいけない。仮に陽性で、被疑者を釈放するとなれば、逃亡や罪証隠滅のおそれはないかを検討しなければならない。実際に発熱のあった被疑者を警察が帰宅させ、2週間待機させたことがあったが、今後このような場合に被疑者が逃走することがあれば、検察庁としてどのように対応するか困るのではないかと思う。

感染拡大地域に被疑者がいて、捜査に着手をしなければいけないにもかかわらず、警察が県外に出られず、捜査に苦慮した事案もある。

公判活動では、遠方にいる証人が、直接被害についての思いを伝えたいと希望する場合に、裁判所に来てもらうか、機器を用いて遠隔で話を聞くか悩むケースもあった。

裁判所としてどうすべきかというところは、令状事務では、警察あるいは検察庁が令状発布を求める手続として電子請求も検討されているようだが、鹿児島島の裁判所から声を上げて、早く電子化や非対面で行える仕組みを導入するよう上の組織に伝えてもらって、捜査が滞らないような運用をしてほしいと思う。

検察庁では、被疑者が外国人である場合の取調べを行うときの通訳人は検察庁内の別室で被疑者をモニターで見て、通訳をしている。調停室を見たが、対面でなければならないのだろうかと思った。モニター越しでは自分の意思が伝わらないと思われる当事者がいれば仕方がないが、音声さえ届けば成立するという話も先ほど出たことから、裁判所に来てもらうとしても対面で行う必要があるのかと思った。予算等は大変であろうが、技術を使えるものは使って、いろいろやっていけたらいいと思う。そのことにより、市民も不安にならずに裁判所に足を運び、声を届けることができるので、積極的にシステムなどを導入できればいいと思う。

○ 市役所全体のコロナ対策としては、窓口にビニールシートを吊り下げたり、アクリル板を置いたりして市民との対応に当たっている。市民相談センターの相談室では、アクリル板を設置している。相談室に入室する前には、窓口で手指の消毒と

検温を実施している。もちろんマスクの着用はお願いしている。

弁護士会にお願いして法律相談を週4回実施しているが、一時期は、面談での相談を感染防止のため電話相談に切り替えていた。9月からまた面談での相談に戻しており、相談室の中でもなるべく距離を取って行えるよう、真正面に座らず、斜めに座るなどの工夫をしている。税理士会や司法書士会等による専門相談については、感染防止のため、4月当初から中止しているものもある。

先ほど見学してみて、裁判所は、部屋も広く、窓もあり、換気もされている様子であったが、相談センターには窓がないので、利用の際は距離を取り、利用後は換気や消毒をしっかりとるようにしている。

- 緊急事態宣言が出された頃や、7月にクラスターが発生して鹿児島県の感染が拡大した時期には、相談センターの業務は縮小されたのか。
- 法律相談は電話相談とし、専門相談は、中止したのものもあったが、一般相談は通常通り行っていた。
- 大学は、小・中・高と違って授業ごとにメンバーが入れ替わる。大学では、基本的には全部遠隔としている。その際、Zoomを使っており、授業を録画し、体調不良等やWi-Fiの状態が悪くて視聴できなかった学生のために、MSストリームやYouTubeにアップしている。

裁判所では、傍聴席は限定されており、傍聴券を配布するような注目される裁判では倍率が高くなると思う。鹿児島県というのは難しいと思うが、最高裁を中心に法廷の様子を録画をして公開することを行ってほしい。私の専門はアメリカ法であるが、アメリカでは随分前から法廷の様子を録音したものを全部公開し、誰でもアクセスできる。そういう状況でも、何か問題があるということは聞かないので、これを機に日本の裁判所としても法廷の様子を録音なり録画なりして、後で見られるようにしていただくと教育効果としても非常に高いものがあると思われるので、是非御検討いただきたい。

- 大学では、基本的に対面授業を継続している。教室の収容人数を半分に制限す

る、30分に1回換気をするといったことに加え、発熱や体調不良の学生は、連絡した上で自宅療養とし、体調が回復して出席したときに補講を行うようにしている。

相談センターは大学院の附属機関で、公認心理師と臨床心理士の養成を行っており、外来の相談者が来られる。基本的には大学の感染防止対策の方針に従うが、センター独自の感染対策を行っている。具体的には、電話予約時に、感染拡大地域への往来や感染者との濃厚接触の有無を確認するとともに、来談前の検温や手指の消毒、来談時のマスクの着用などを行っている。基本的な対策は裁判所で行っているものと同様であるが、新型コロナに関しては、新たに同意書をもらうようにした。同意書の内容は、感染拡大地域への往来がないこと、感染者との濃厚接触が疑われる場合は事前に申し出ること、来談時の健康観察、来談時のマスク着用、万が一相談に来られた後に新型コロナウイルスに感染した場合は、即座に連絡を取り合うとともに、その責を双方に問わないといったことである。相談者の不安を軽減しつつ安全に相談できる仕組みを作ることに苦労した。

スライドの説明の中で、できるだけ対面の時間を短くするという話があったが、例えば、調停の時間を短くするための工夫として、どのようなことをされたのか教えていただきたい。また、対面を制限することで、必要な検査が十分にできないなどの問題が生じていないかお伺いしたい。

- ◇ 調査命令の趣旨、調査対象者の年齢や状態により、様々な調査手法が考えられる。家庭裁判所調査官が調査する場合には、基本的に対面調査を行い、調査対象者が話す言葉だけではなく、態度や表情等の非言語的なものも含めて把握することが一般的であるが、コロナ禍の中で調査する場合には、対面調査でなければならないのはどの部分なのかをぎりぎりまで検討することが必要だと考えている。その上で、事案や調査対象者の特性を踏まえながら、書面又は電話で足りる部分はその方法を積極的に活用し、どうしても対面調査でなければならない部分を焦点化し、時間を短縮して行うようにしてきた。これまでのところ、裁判官からの調査命令の

趣旨に沿う調査及び報告ができているものと考えている。コロナ禍の中で、多くの制約を受けながら、必要な調査を進めることが難しいということは、委員御指摘のとおりである。

□ 調停についてはどうか。

◎ 調停の時間については、コロナ流行以前から、1回の調停の期日があまり長くなるのは良くないということで、午前中は9時30分から11時30分まで、午後は1時30分から3時30分までという目安時間を調停室に掲示し、2時間という時間を意識するようにはしていた。当事者ごとの1回当たりの聴取時間を短くすることもポイントと思われるので、裁判官としては、引き続き、調停委員と問題意識を共有しながら取り組んでいきたい。他方で、当事者の方々は話をしに来られているので、その方々に「もういいのではないですか」と言うのは難しく、その辺りは現時点でも試行錯誤の状態である。

○ コロナ禍で大変なこともあるが、効率化などいろいろ工夫をしていくことで、今後につながるいい面もあると思う。

○ 私は美容サロンと卸・OEMを行っているが、コロナ禍で、まず海外事業が全部止まった。電話でやり取りするが、通訳を入れて行うことはなかなか難しい。エステのお客様に関しては、センシティブな方は来店されない一方、サロンには看護師がいて徹底した消毒と対策を行っているため安心だと言って来店する方もおられ、二極化が見られた。事業としては、今年よりも来年の方が不安がある。来年の景気を危惧している。

□ 他にコロナの関係で裁判所の対応等について御意見はあるか。

○ 家庭裁判所調査官の調査において、当事者宅・学校・病院を訪問する場合は、調査を最小限にするとあり、これは意思確認・事実の確認を最小限にするということであると思う。成年後見人としての経験では、本人の状況は日々変わり、例えば、病状が悪化して食事が摂れなくなると、胃瘻手術をするのか、そのまま療養してもらい看取りに至るのかといった重大な判断を迫られたりする。コロナ前は、本人に

会いに行ったり、遠方の家族に写真を送ったりして様子を伝え、最期をどのようにしたいのか聴いていたが、現在は本人と会えない。9月頃に一旦コロナが引いてきた時に厚生労働省から少し緩和してよい旨通達が出たので一生懸命面会をしたが、本人が入所している施設により、面会は、利用者一人につき月1回まで、1回に会えるのは一人で15分までなどの制限がある。Web面談もあるが、どこでもWeb面談をできるわけではなく、当該施設に行き、施設の待合室などでインターネットを繋いでもらって、本人と面談することになる。それでも、誰が来たのか分かる人はうれしいかもしれない。認知症が進んでいる人とは面会が難しく、意思確認も難しい。本人の意思確認ができないので、家族に意思確認をしようとしてもなかなかできないのが実情である。

家庭裁判所においても、この点は、審判事項について一番困ることではないかと思う。お互いにこの方法なら意思確認ができるという方法や工夫があれば情報交換したい。

- ◎ 委員から御指摘があった点は、家庭裁判所において、成年後見等開始事件の調査に関して、裁判官や前線に立つ家庭裁判所調査官が日々悩んでいる課題である。安全・安心を優先せざるを得ないので、本人が入所されている施設が定める制約のある中で、できる限りのことをし、また、施設の制約の状況に変化がないかフォローしつつ取り組んでいる。何か名案を持ち合わせているわけではないので、引き続きアイデアなどがあれば共有させていただきたい。
- ◎ 裁判所の課題を解決するという観点からは少しはずれるかもしれないが、感染の拡大が、学校現場であればいじめであったり、社会においては差別であったりに結びつきかねないということがあると思う。そうしないためのアナウンスの機会があれば、裁判所も含めて行っていただきたい。感染したこと自体は悪ではないという発信をする取組ができたらいいのではないかと思う。
- そのような取組をしている例などがあれば、御紹介いただきたい。
- 人権教育に絡めて、子供たちに全校で指導したり、担任から指導してもらったり

している。感染してからでは遅いので、早め早めに文部科学省からのメッセージに基づいて指導している。また、保護者が感染の噂やクラスターの情報を家庭の中で話し、それらが子供の耳に入ると、学級で子供たちどうしの会話になるような状況が考えられたため、保護者に対して、話をしたり、学校便りなどで注意するよう再三お願いしている

4 次回の予定

(1) 日時

令和3年9月16日（木）午後1時30分から午後3時まで

(2) テーマ

「成年後見制度の現状と課題について」